

2025年度 大卒程度 公務員試験準拠テキスト 正誤表

以下のような誤りがございましたので、訂正させていただくとともにお詫び申し上げます。

【③社会科学】

〈誤〉

〈正〉

p.32 「公務員の労働基本権」の3～4行目

公務員については、労働基準法が原則として適用されるが、一般職の国家公務員や地方公務員は国家公務員法及び地方公務員法の適用を受けるため、全部または一部が適用されない形となっている。

→

労働基準法については、一般職の国家公務員や地方公務員は国家公務員法及び地方公務員法の適用を受けるため、労働基準法の全部または一部が適用されない形となっている。

2024年3月25日

東京アカデミー編集部

(ティーエーネットワーク)